

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受託者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5 受託者は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

2 受託者は、この契約に基づく事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密等の保持及び個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

3 受託者は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元の契約内容にかかわらず、石川県に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ石川県の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を行うため石川県から提供を受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ石川県の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ石川県の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

2 受託者は、石川県の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請させる場合には、石川県が受託者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約による事務を行うため石川県から提供を受け、又は受託者自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、本契約終了後直ちに石川県へ返還しなければならない。ただし、石川県が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 受託者は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、石川県が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 石川県は、受託者がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を石川県に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく石川県に報告しなければならない。

(指示)

第12 石川県は、受託者がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。